

9 中山間地域等直接支払の状況

中山間地域は農地の傾斜など農業生産条件が不利なため、耕作放棄地の増加が懸念されることから、農業生産活動の維持と農業の多面的機能の確保を図ることを目的に、中山間地域等直接支払制度が平成12年度に始まりました。

令和7年度からは、急傾斜地の農用地保全・活用を支援する第6期対策（R7年度～R11年度）が実施されています。

◇交付単価（円／10a）

田 急傾斜（1/20以上）21,000円、緩傾斜（1/100以上）8,000円

畑 急傾斜（15°以上）11,500円、緩傾斜（8°以上）3,500円

協定面積（令和6年度）

（単位：ha）

（単位：ha）

区分	市町名	協定数	協 定 面 積							合 計
			3 法 指 定 地 域				特 認 地 域			
			田	畑	採草 放牧地	計	田	畑	計	
集落協定	倉吉市	48	362			362	246		246	608
	三朝町	35	388			388				388
	湯梨浜町	4	17	21		38				38
	琴浦町	38	739			739				739
	北栄町	1	2			2				2
全体	中部計	126	1,508	21		1,529	246		246	1,775
	県計	635	7,484	40		7,524	636	14	650	8,173

資料：R6 中山間直接支払調べより

注）3法とは①特定農山村法②山村振興法③過疎法を指します。

注）四捨五入の関係で計と合計は一致しない場合があります。

中山間地域等直接支払制度対象地域

